No.	0	A
1		補助額による人件費の改善や職場環境改善は、基準月(令和6年12月を基本とし、令和7年1月、 2月又は3月も選択可能能)から実績報告書の提出までに行う必要がある(実績報告書提出期限:令和7年11月30日)。
2	法定福利費等の事業主負担の増加分は、人件費の改善に含めてよいか。	人件費の改善は、従業員への一時金等への支給に充てるものであるが、当該人件費の改善に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能である。
3	補助金を人件費の改善に充てる場合、福祉・介護職員以外の職員への配分は可能か。	福祉・介護職員への配分を基本とするが、同一事業所において雇用する者であれば、福祉・介護職員以外も含め、すべて対象とすることが可能である。
4	法人本部の人事、事業部等で働く者など、障害福祉サービス事業者等のうちで障害福祉サービスに従 事していない職員について、補助額に基づく人件費改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。	法人本部の職員については、補助金の対象であるサービス事業所等における業務を行っていると判断できる場合には、人件費改善や職場環境改善の対象に含めることができる。 補助金の対象となっていない障害福祉サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする人件費改善や職場環境改善の対象に含めることはできない。
5	補助金を職員のベースアップに充ててもよいのか。	本補助金を職員の人件費に充てる場合は、一時金や臨時の手当として充てることを想定している。 恒久的な支援策ではないため、ベースアップに充てることは想定していないが、各事業所の経営判断 として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを 見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることを妨げるものではない。
6	人件費や職場環境改善等の経費に充てられることとなっているが、補助経費間の配分ルールは設けられているのか。	あらかじめ決まった配分ルール等はなく、人件費に全額充てることも、職場環境改善の経費に全額充 てることも可能である。また、人件費と職場環境改善経費の両方に充てることも可能である。
7	福祉・介護職員等処遇改善加算について、いつの時点で算定している必要があるか。	基準月(令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能)において、福祉・介護職員等処遇改善加算(I、II、III又はIVに限る。)を算定していることを基本とする。ただし、当該月から処遇改善加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和7年4月からの処遇改善加算の算定に向けた体制届出を期日(4月15日)までに行っている場合には、本事業の対象とする。
8	福祉・介護職員等処遇改善加算Vを算定している場合は補助金の対象外となるのか。	基準月(令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能)において、福祉・介護職員等処遇改善加算Vを算定しているのみでは補助金の要件を満たさないが、この場合であっても、問7に記載のとおり、令和7年4月から処遇改善加算の算定に向けた体制届け出を期日までに行っている場合には、本事業の対象とする。
9	休廃止を予定している事業所について、本交付金の対象となるか。	本補助金は、障害福祉現場における生産性向上や、職場環境改善等を図ることにより、福祉・介護聯 員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげるものであることから、事業計画書の提出時点 で休廃止することが明らかになっている事業所については、本補助金の交付対象外とする。 ただし、事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により事業所が休廃止することになった場 合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに都道府県に届け出ることとする。
10	補助対象経費として「間接支援業務に従事する者を募集するための経費」とあるが、福祉・介護職員 を募集するための経費に充てることは可能か。	本補助金は、業務効率化等の観点から、間接支援業務に従事する者の募集のための経費に充当することを想定しており、一般の福祉・介護職員を募集するための経費に充てることは想定していない。
11	過去に職場環境改善等のために要した経費は今回補助対象となるのか。	基準月以降に行った職場環境や人件費改善のための経費に充てることとしており、過去の経費は対象 とならない。
12	事業者が補助金の入金を受ける前に実施した人件費改善や職場環境改善であっても、基準月(原則令和6年12月)以降に実施したものであれば、今回の補助金の充当先として実績報告することも可能か。	お見込みのとおり。
13	職場環境改善経費として、ICT 機器等の購入経費は対象となるか。	ICT機器などの介護テクノロジー等の機器購入費は本補助金の対象とすることはできない。 ※業務効率化等に資するICTの導入費用等を補助する「鳥取県障がい福祉分野におけるICT導入モデル 事業補助金」、「鳥取県障がい児支援分野におけるICT導入モデル事業補助金」の対象経費となる費用 は対象外(県補助金の名称は今後変更となる場合があります)。
14	職場環境改善経費について、間接支援業務に従事する者を募集するための経費や研修費以外に、どう いった経費が対象経費として含まれるのか。	職場環境改善経費については、間接支援業務に従事する者を募集するための経費又は職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費に充当することを基本とするが、補助金の要件としている「福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担(間接支援業務に従事する者の活用等)の取組」に関する取組を実施するために要する費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用ではないもの(専門家の派遣費用、会議費等)に充当することも可能である。その他の職場環境改善に要する費用全般に充当することは想定していない。
15	月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の算出額にどのように 反映されるのか。	月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月 10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。
16	令和7年4月以降に開設する新規事業所は対象外か。	令和7年4月以降に開設する新規事業所は対象とならない。